

令和7年4月採用  
焼津市職員採用試験案内  
(早期枠)



募集職種

事務職、技術職（土木・電気・建築）

保育士・幼稚園教諭

保健師

※いずれの職種も社会人経験者又は既卒者のみ

申込受付期間

令和6年3月11日（月）午前9時から

令和6年4月10日（水）午後5時まで

第1次試験実施日

令和6年4月27日（土）

最終合否発表

令和6年5月末（予定）

採用日

令和7年4月1日～

（令和6年度中の採用については応相談）

# 1 採用予定人員及び職務概要

職種	採用予定人員		職務概要
事務職	社会人経験者	若干人	市民生活、税務、保健福祉、産業、環境、文化、まちづくり等の行政事務全般〔注1〕
	大学卒（既卒）	若干人	
土木職	社会人経験者	若干人	土木工事の設計・監理、施設の維持管理等
建築職	社会人経験者	若干人	建設工事の設計・監理、建築確認申請の許認可等
電気職	社会人経験者	若干人	電気設備工事の設計・監理、施設の維持管理等
保育士・幼稚園教諭	若干人		市立保育園・幼稚園の園児の保育・教育の業務
保健師	若干人		保健福祉に関する相談・指導、母子の健康診査等

(1) 上記〔注1〕行政事務全般とは、各分野における①施策等の企画・立案・実施・予算管理、②各業務に係る窓口や電話での市民等への説明・案内、市民等からの相談・各種申告への対応、③法律や条例等に基づいた事業者等への監査及び指導、④条例や規則の制定・改廃、⑤市有施設の運営管理、⑥市内部及び国・他の地方公共団体等との連絡・調整・報告・取りまとめ等の事務になります。

(2) 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更になる場合があります。

(3) 申込できる試験区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

<p>「社会人経験者」と「既卒」の違い</p> <p>「社会人経験者」は、その経験を活かして即戦力として活躍していただくことを想定しています。そのため、職務経験年数に応じて初任給が加算されるほか、昇任に必要な期間が短縮されます。</p> <p>「既卒者」は、職務経験年数に応じた初任給加算はありますが、昇任のペースは新卒者と同じ扱いとなります。</p>
--

# 2 試験区分及び受験資格

(1) それぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分	受験資格
事務職（社会人）	<p>A</p> <p>平成元年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、民間企業における職務経験が令和6年3月31日現在で5年以上ある人で、次の要件を満たす人。</p> <p>(1)正規職の雇用であること。</p> <p>(2)平成27年4月1日以降において、民間企業に勤務した期間が5年以上あり、かつ、同一の民間企業等における継続する勤務期間が3年以上あること。</p>
事務職（既卒）	<p>B</p> <p>平成8年4月2日以降に生まれた人で、<u>令和6年3月31日まで</u>に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人。</p>

土木職（社会人） 建築職（社会人） 電気職（社会人）	E I M	昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、大学、短期大学又は高等学校で必要な科目を履修し、民間企業や官公庁等における職務経験が令和6年3月31日現在で5年以上ある人で、次の要件を満たす人 (1)正規職の雇用であること。 (2)平成27年4月1日以降において、民間企業等に勤務した期間が5年以上あり、かつ、同一の民間企業等における継続する勤務期間が3年以上あること。
保育士・幼稚園教諭	Q	平成元年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する人。
保健師	R	平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人。

※複数の試験区分を同時に受験することはできません。

(2) 受験できない人

次のうちいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第16条に規定する人

ア 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 焼津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 3 試験の実施日時・会場・合格発表

(1) 試験の流れ

1次試験	筆記試験、面接試験
2次試験	面接試験・実技試験（保育士・幼稚園教諭のみ）

(2) 第1次試験について

<p>日時◆令和6年4月27日（土）</p> <p>集合時刻 午前8時30分</p> <p>終了時刻 午後5時頃（面接試験終了次第、順次終了）</p> <p>会場◆焼津市役所本庁舎（焼津市本町二丁目16番32号）</p> <p>1次合格発表◆5月中旬を予定</p>
--

- ・第1次試験には受験票、HBの鉛筆(シャープペン可)、消しゴムを持参してください。
- ・会場や集合時刻は変更する場合がありますので、必ず受験票で確認してください。

(3) 第2次試験について

- ①第2次試験は、第1次試験合格者に対して、個別面接試験等を行います。
- ②第2次試験の日程については、第1次試験に合格した人に対して通知します。
- ③指定された試験の日程を変更することはできません。

(4) 注意事項

- ①障害の有無に関係なく応募できます。
- ②障害等があり、車椅子の使用など、受験の際に配慮が必要な人は、受験申込時に必ず人事課まで電話で連絡してください。
- ③地震及び台風等の災害などにより、やむを得ず試験日程等を変更する場合があります。試験に関して緊急のお知らせがある場合は、申込時に記載のメールアドレス宛にお知らせします。

## 4 筆記試験の内容・出題分野等（第1次試験）

試験区分	試験科目	試験内容
事務職 A	教養試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題です。
事務職 B		時事、社会・人文、自然に関する一般知識、及び文章理解、判断・数的推理並びに資料解釈に関する能力を問う問題です。
土木職 E	専門試験	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学及び土木施工等についての学力試験です。
建築職 I		数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工等についての学力試験です。
電気職 M		数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・情報についての学力試験です。
保育士・幼稚園教諭 Q		社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、及び子どもの保健等についての学力試験です。
保健師 R		公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、及び保健医療福祉行政論等についての学力試験です。
全職種（Q，Rを除く）	事務適正検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査です。

※教養試験及び専門試験は択一式筆記試験です

## 5 申込みの流れ

### 事前確認

採用試験案内（この冊子）で受験資格、日程等をよく確認してください。

### WEB申込み

パソコンまたはスマートフォンから下記URLにアクセスし、申込みフォームに入力してください。

（早期枠）焼津市職員採用試験受験申込みフォーム

<https://logoform.jp/form/tWbQ/526630>



注意：WEB申請は申込期限最終日の午後5時までに送信完了してください。

### 申込み完了

受験日の1週間前までに受験票を発送しますので、記載内容に間違いがないか確認してください。

## 6 合格から採用まで

- （1）最終合格者は、採用候補者名簿に登録されます。なお、名簿の有効期限は、原則として1年間です。
- （2）採用者は、採用候補者名簿に登録された人の中から選択されます。
- （3）採用時期は、原則として令和7年4月1日となりますが、場合により（既卒者等）それ以前に採用されることもあります。
- （4）採用候補者名簿に登載されても採用時期が遅れたり、採用されないこともあります。
- （5）受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると判明した場合には、合格を取り消します。
- （6）採用は全て条件付きで、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。（地方公務員法第22条）

## 7 給与・勤務条件等

(1) 給与：令和6年4月1日現在の初任給（地域手当含む。）

試験区分	区分	初任給
事務職、土木職、電気職、建築職、保育士・幼稚園教諭	大学卒	208,472 円
	短大卒	192,919 円
	高校卒	181,383 円
保健師	大学卒	237,724 円

(注) 1 初任給は、学歴や職歴に応じて異なります。

2 この他に、諸手当（通勤、住居、扶養、期末・勤勉手当等）をそれぞれの支給要件に応じて支給します。

(2) 勤務時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分までの1日7時間45分、1週間38時間45分。

(3) 休日等：土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日。

(4) 休暇等：年間(4月1日から3月31日)20日(初年度は15日)の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引・夏季休暇等の特別休暇、日常生活に支障がある者を介護する場合に与えられる介護休暇、育児休業等があります。

(5) 福利厚生：定期健康診断や人間ドック等の健康管理事業、バスツアーなどの互助会事業、健康講座や宿泊・保健施設利用助成などの共済組合事業などの各種制度があります。

(6) 職員研修：焼津市職員研修実施計画に基づいて、下記のような様々な研修を実施し、市職員としてのスキルアップを図ります。

○新規採用職員研修（事前・前期・後期）から勤務年数や職務による階層別研修（主査研修、係長研修、課長研修、3市合同研修など）

○人事交流研修（国、静岡県及び近隣市への交流職員としての派遣研修）

○自治大学校及び市町村アカデミー等での長期研修

○通信教育などの自己啓発研修への支援 など

(7) その他：配置先によっては、勤務時間、休日が異なる場合があります。

## 8 問合せ先

焼津市 総務部 人事課

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号

電話 054-626-2146 FAX 054-626-2185

市ホームページ <http://www.city.yaizu.lg.jp/>